

山梨県公報

第六百三十六号

令和八年

三月九日

月 曜 日

目次

告示

- 保安林の指定の予定……………一〇一
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………一〇一
- 豚熱の予防注射の実施……………一〇三
- 道路の区域変更……………一〇四
- 道路の供用開始……………一〇四
- 換地計画の決定(二件)……………一〇四
- 一般競争入札について……………一〇五
- 肥料の登録の有効期間の更新……………一〇六

告示

山梨県告示第六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 韮崎市穂坂町上今井字屋敷尻一五七〇の三、字中組一四一六、一四二〇の一、字天白一〇六六の五、一〇六八の二、一〇七六の四、一〇七七、一〇八〇の二、一〇八三から一〇八五まで、一〇九三の一、一〇九三の二、一〇九四、一〇九五、一〇九七、一一〇〇、一一〇一、一一〇二の一、一一〇二の二、一一〇三、一一〇七の一、一一〇七の二、一一〇八の一、一一〇八の二、一一〇九から一一一二まで、字湯の沢二二四七の一、二二四八、二二四九の一、二二五〇の一、二二五四の一、字湯之沢一二五六の二から一二五六の三まで、一二六〇、一二六三、一二六七、一二六八、一二七〇の一、一二七二、字梅の久保二二七八の三、二二八一の一、二二八二の一、二二八三の一、二二八三の二、二二八五の二、字鳩打場一二三一、一二三

七から一二三九まで、一二四五の一、一二四七、一二四九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字屋敷尻一五七〇の三・字中組一四一六・一四二〇の一・字天白一〇六六の五・一〇六八の二・一〇七六の四・一〇七七・一〇八〇の二・一〇八三・一〇八四・一〇九三の一・一〇九三の二・一〇九四・一〇九五・一〇九七・一一〇一・一一〇二の一・一一〇二の二・一一〇三・一一〇八の一・一一〇九・一一一〇・字湯の沢二二四七の一・二二四八・二二四九の一・二二五〇の一・二二五四の一・字湯之沢一二五六の二・一二五六の三・一二六〇・一二六三・一二六七・一二六八・一二七〇の一・一二七二・字梅の久保二二七八の三・二二八一の一・二二八二の一・二二八三の一・二二八三の二・二二八五の二・字鳩打場一二三一・一二三七・一二三八・一二四五の一・一二四七・一二四九(以上四十七筆について次の図に示す部分に限る。)
- 字天白一〇八の二
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

令和八年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセ	県内全	実施区域内で飼育して	令和八	ブルセラ症検査

馬伝染性貧血の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査
アカバネ病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 中和反応検査 二 臨床検査
牛の伝達性海綿状脳症の清浄性維持及び監視のため	県内全域	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。	同	一 酵素免疫測定法による検査 二 ウエスタンブロット法による検査 三 免疫組織化学的検査
	の区域を除く。及び北都留郡の区域	育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛	同	

豚熱の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 酵素免疫測定法による検査 二 ウイルス学的検査 三 その他必要な検査
アフリカ豚熱の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 ウイルス学的検査 二 その他必要な検査
高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	同	一 酵素免疫測定法による検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウイルス学的検査 四 その他必要な検査
腐蝕病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で反復利用可能な蜂房を利用して飼育している蜜蜂	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査 四 その他必要な検査

山梨県告示第六十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施する。

令和八年三月九日

山梨県知事

長

崎

幸太郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射の方法
豚熱の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びびいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において対象家畜を飼育する区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日	皮下又は筋肉内注射

山梨県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和八年三月三十日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十一号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	旧	新	旧
甲州市塩山一ノ瀬高橋六一二番一地先から甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番二地先まで	六・五	一〇・六	五二六・八
	二九・〇	三七・二	五二二・七

山梨県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年三月三十日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月九日 山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	雨畑大島線	南巨摩郡早川町雨畑字松木島三六四番三地从先から南巨摩郡早川町雨畑字立石三六二番一地从先まで	一三六・五	令和八年三月十四日

公 告

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（日下部地区 日下部一―一工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和八年三月十日から令和八年四月七日まで
- 三 縦覧場所 山梨市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年四月二十二日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年九月八日まで

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（藤埜地区 藤埜三工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和八年三月十日から令和八年四月七日まで
- 三 縦覧場所 笛吹市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年四月二十二日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年九月八日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする役務の名称及び数量
 - (一) 名称 県産果実アジアキャンペーン業務（以下「本業務」という。）
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
 - 3 履行期間 契約締結の日から令和九年一月二十九日まで
 - 4 履行場所 山梨県庁及び知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県農政部販売・輸出支援課
- 三 一般競争入札の参加資格 入札者が単体企業の場合にあつては1に、複数の企業等で構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）の場合にあつては2に示すと

おりとする。

1 単体企業の場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれにも該当しない者
 - (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされていない者
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は法人であつてその役員が暴力団員でないもの
 - (四) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けている者
 - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいる者
 - (六) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成十年四月一日）」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (七) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (八) 令和七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和七年山梨県告示第四十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者
- 2 コンソーシアムの場合 次に掲げる要件の全てを満たしていること。
- (一) コンソーシアムの全ての構成員が1に掲げる要件を満たしていること。
 - (二) コンソーシアムの各構成員間に明確な契約が存在すること。
 - (三) 山梨県から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後五年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。
 - (四) コンソーシアムの各構成員が、他のコンソーシアムの構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
- 1 申請の時期 この公告の日から令和八年三月二十四日（火）まで（山梨県の休日）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
 - 2 受付時間 午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参により提出すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部販売・輸出支援課（電話〇五五―二二三―一五九七）

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和八年三月二十四日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで、四

3に掲げる場所において直接交付し、又は電子メールにより交付する。直接交付を希望する者は、事前に六7(三)に掲げる問合せ先に電話連絡すること。電子メールによる交付を希望する者は、必ず電話連絡をした上で、電子メールにて六7(三)に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書の交付を希望する旨、電話番号、ファックス番号及び担当者名を記載して送信すること。なお、入札説明書の交付は、当該電子メールへの返信により行うので、受信を希望するメールアドレスから送信すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和八年四月十七日（金）午前九時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館三〇四会議室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法

(一) 落札決定は、総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び技術提案書等を提出すること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算定された価格点と技術点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規

則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案書の内容が入札説明書に添付する技術提案書作成要領で指定する必須項目を全て満たしていること。

(三) 低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札決定が有効とならない場合がある。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 有

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県農政部販売・輸出支援課（電話〇五五―二二三―一五九七・メールアドレス nou-han@prefyamanashi.jp）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required: Complete set of Prefectural Fruit Asia Campaign Operations.

2 Date and time for tender: 9:00AM April 17, 2026

3 Bureau in charge: Marketing and Export Support Division, Agriculture Department, Yamashiro Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashiro 400-8501 Japan TEL 055-223-1597

● 肥料の登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項

の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和八年三月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新後の有効期限
山梨県第十四号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料 SIB	窒素全量四・〇% りん酸全量一・〇%	公定規格 のとお り	サントリー株式会社 東京都港区台場二丁目三番三号	令和十一年三月七日

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番